

# 小山工業高等専門学校情報科学教育研究センター運営委員会細則

制 定 平成15年4月1日  
最終改正 令和2年2月4日

(趣旨)

第1条 小山工業高等専門学校情報科学教育研究センター(以下「情報センター」という。)規則第6条第2項に基づき、情報科学教育研究センター運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 情報科学教育研究センター長(以下「センター長」という。)
- 二 情報科学教育研究センター情報ネットワーク室長
- 三 各学科及び一般科から各1名
- 四 学生課長
- 五 教育研究技術支援部技術長
- 六 教育研究技術支援部技術室第2グループ長
- 七 その他校長が必要と認めた者

2 前項第三号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び会議の開催)

第3条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- 4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の事項について審議する。

- 一 情報センター及び情報ネットワークの管理運営に関わる基本方針及び長期計画に関すること。
- 二 情報センター及び情報ネットワークの利用計画に関すること。
- 三 情報処理教育についての基本計画に関すること。
- 四 情報処理技術の研究、開発及び普及に関すること。
- 五 校長から諮問があったこと。
- 六 その他情報センター及び情報ネットワークについての重要事項に関すること。

(事務)

第5条 委員会の事務は、教育研究技術支援部技術室第2グループが処理する。

附 則

- 1 この細則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 小山工業高等専門学校情報科学教育研究センター運営委員会規程(平成9年4月1日制定)は廃止する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。